

放課後児童クラブ等施設整備基本構想

令和 5 年 3 月

小 野 町

目次

1. 事業の概要	--- 4
(1) 事業の背景	
(2) 建設候補地について	
(3) 子育て支援体制について	
2. 建設計画の整理	--- 6
(1) 位置と地勢	
(2) 交通	
(3) 人口等	
3. 建設候補地周辺条件の整理	--- 9
(1) 建設候補地の立地	
(2) 公共施設等の状況	
(3) 周辺の土地利用・整備動向	
4. 土地の条件整理	---12
(1) 計画地の位置	
(2) 計画地の現状	
(3) 法的条件	
(4) 土地利用上の条件	
5. 小野町の放課後児童クラブ等の育成支援	---18
(1) 小野町放課後児童クラブの運営状況	
(2) 小野町放課後児童クラブの現状について	
(3) 一時預かり事業の運営状況	
(4) 一時預かり事業の現状について	
(5) 地域子育て支援拠点事業の運営状況	
(6) 地域子育て支援拠点事業の現状について	

目次

6. 小野町の通学の状況（スクールバス）と今後の方針	---29
(1) 通学の現状	
(2) 今後の方針	
7. 計画の基本方針	---32
(1) 建設の基本的な考え方	
(2) 施設機能の概要	
(3) 施設整備の方針	
8. 児童館施設（児童クラブ等）の適正規模の検討	---37
(1) 需要見込等	
(2) 想定施設規模	
9. 土地利用計画	---42
施設配置の考え方	
10. 概算事業費	---44
11. 事業スケジュール(案)	---46

1. 事業の概要

(1) 事業の背景

町が設置している放課後児童クラブは、平成 22 年度に小野新町小学校西校舎の余裕教室を活用して運営を開始した。その後、小学校統廃合に伴い普通教室等に不足が生じることから西校舎の改修工事を行うこととなり、令和元年7月より暫定的に勤労青少年ホームに移設して運営している。

放課後児童クラブは施設の 2 階で実施しているが、低学年の利用が多く、個別の支援が必要な児童の利用もあり、緊急時（避難・不審者等）を含め、安全確保等に支障をきたす恐れがある。また、敷地内には遊具等の設置がなく、車の出入りも頻繁であるため、屋外での活動が著しく制限されていることや、小学校から当該施設までの移動時に、低学年や要支援児童の安全面の配慮が必要である。さらには、当該施設でイベント等を開催する際にも支障をきたす恐れがあるなど、様々な課題を抱えている。

これらの現状を踏まえ、令和3年度に「小野町公共施設等整備方針」において、放課後児童クラブ利用施設は早急な整備が必要であると位置づけられ、小学校周辺での検討を進めることとなった。

また「小野町過疎地域持続的発展計画」に基づき、効率的かつ切れ目のない子育て支援の体制を整えるため、子どもの貧困対策や児童虐待防止対策の拠点（子ども家庭総合支援拠点）と子育て世代包括支援センターの機能を合わせ持つ「子ども家庭センター」の整備についても検討を行うものである。なお、令和4年度より旧夏井おおすぎ保育園を子育て世代包括支援センター分館として活用しているが、立地の面で課題があることから、施設及び子育て支援機能の一元化についても検討を行うものである。

(2) 建設候補地について

国の新・放課後子ども総合プランにおいて、全ての就学児童の安全・安心な放課後の居場所の確保を図るため、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めることとされている。活動場所については、学校施設を活用しても、なお利用ニーズがある場合は小学校外での整備を進めることとし、両事業が連携して実施できるようにすることが必要であるとされている。現在スクールバスの待機を兼ねた放課後子ども教室は、小野小学校の余裕教室等で実施しており、同一敷地内に放課後児童クラブとして活用可能な施設や用地はないことから、小野小学校の隣接敷地である旧幼児教育施設（旧小野わかば幼稚園・旧中央さくら保育園）跡地を建設候補地として測量を行い、現況調査や条件整理を行った。

(3) 子育て支援体制について

こども家庭センターは、子ども家庭総合支援拠点機能と子育て世代包括支援センター機能を維持した上で組織を見直し、母子保健と児童福祉を一体的に行う機能を有する機関として、令和 6 年度以降の設置が市町村の努力義務となる。

現在、子育て支援課に子ども家庭総合支援拠点機能・子育て世代包括支援センター機能を設置していることから、令和 6 年 4 月を目途に子育て支援課にこども家庭センターを設置することとする。また新庁舎建設検討の過程で、保健センター機能とこども家庭センター機能の調整を行うこととする。

なお当該基本構想における施設は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする児童館機能を有する施設として整備し、こども家庭センターの支援機能となる放課後児童クラブを中心に、子どもの居場所づくり事業、一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業、発達支援事業などを一体的に行う、総合的な子育て支援施設として整備する。

2. 建設計画の整理

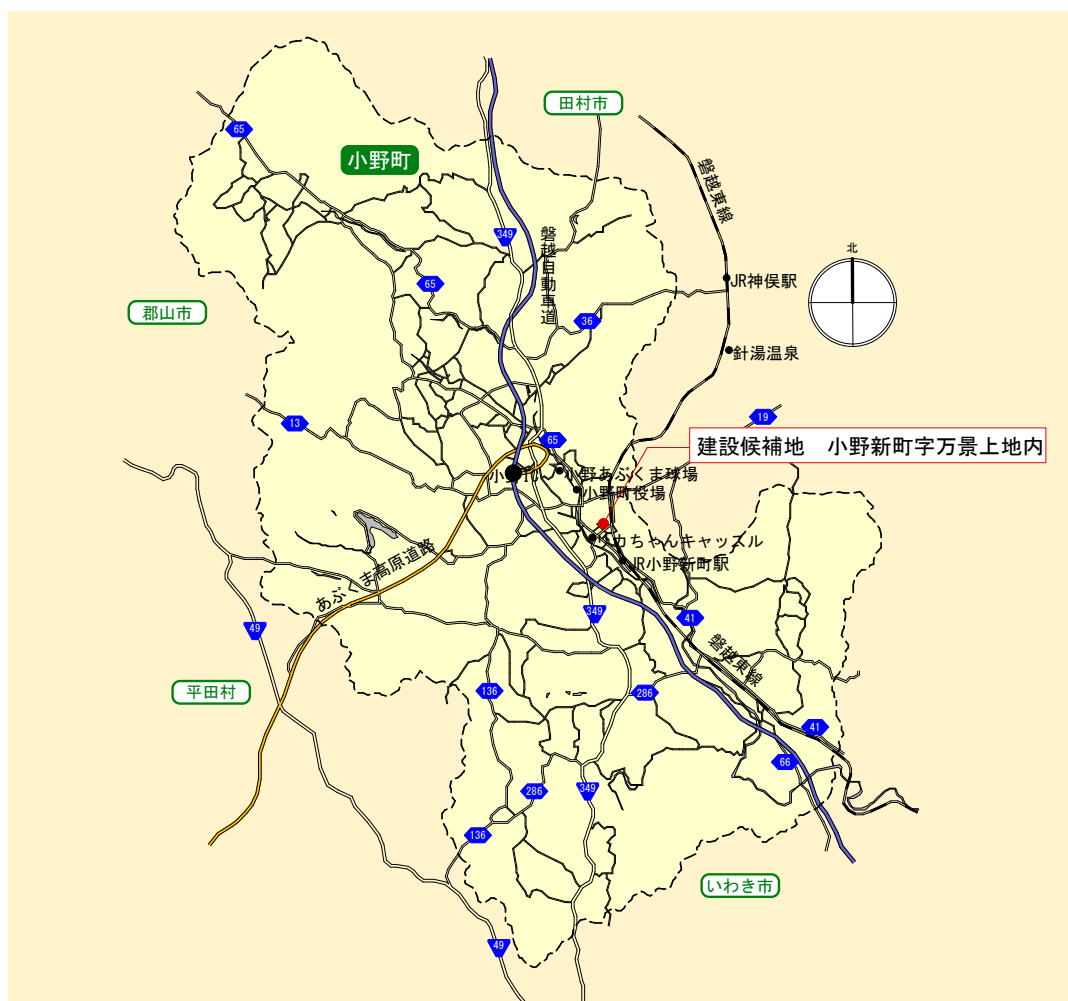
2. 建設計画の整理

(1) 位置と地勢

小野町は、福島県の中通りと浜通りを隔てる阿武隈高地の中部、田村郡の南部に位置し、北から東にかけては田村市、東から南にかけてはいわき市、西は平田村と郡山市に接している。

東西 12.45km、南北 15.95km、総面積 125.18km²の町で、四方を標高 700m を超える山々に囲まれた丘陵地帯である。

町の中央には右支夏井川が流れ、下流の夏井地区で太平洋に注ぐ夏井川と合流しており、その流域の平坦地に市街地が形成されているほか、夏井川水系の支流として、車川や黒森川、十石川などの河川が流れ、これらの流域に耕地が形成されている。



(2) 交通

小野町は、郡山市といわき市のほぼ中間点に位置し、高規格道路として、磐越自動車道とあぶくま高原道路が走り、小野インターチェンジを有するなど、交通アクセスに優れている。

さらに、公共交通として、JR磐越東線が走り小野新町駅があるほか、路線バスや高速バスが走り、郡山市やいわき市へ容易にアクセスできるなど、通勤・通学圏内となっている。

(3) 人口等

小野町の総人口は、令和2年国勢調査で9,471人であり、平成27年の10,475人から1,004人減少している。

また、小学校の児童数は、統合前の平成30年度は4小学校合計で486人、小野小学校開校時の令和2年度は459人であったが、令和4年度現在においては、406人に減少している。

小野町放課後児童クラブの登録人数は、令和2年度が71人、令和3年度が新型コロナウイルス感染症の影響により55人に減少したものの、令和4年度は67人、令和5年度の申込みが69人となっている。また民間の学童保育1施設においても、令和4年度より定員を増やすなど、町全体の児童数が減少する中、放課後児童クラブの需要（利用率）は増加している。

さらに、令和4年度に公私連携幼保連携型おのまち認定こども園（民設民営）が開園したことにより、共働き世帯の増加が見込まれることや、若い世代を中心に住宅取得支援事業を拡充して移住・定住の促進を図っていることから、今後も放課後児童クラブや、子育て支援施設の需要が見込まれるものとする。



小野小学校



各地区へ送迎するスクールバス

3. 建設候補地周辺条件の整理

3. 建設候補地周辺条件の整理

(1) 建設候補地の立地

小野新町字万景上地区は、小野町の中央に位置している。西側を磐越自動車道が通り、小野I.Cが敷地から2.8kmの場所にある。小野I.Cにつながる県道小名浜小野線は、商店街として商業施設が続いている。

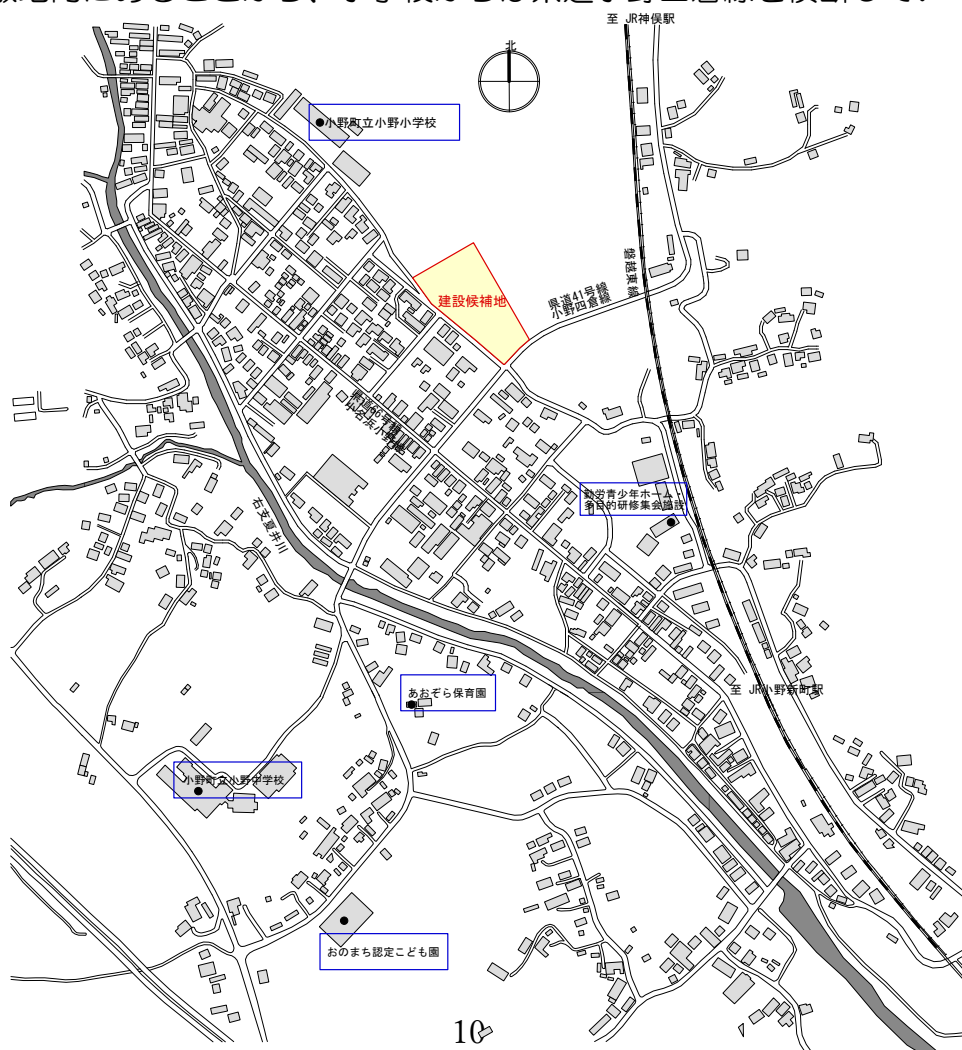
西側には観光スポットのリカちゃんキャッスルがある。同じく敷地南東側には磐越東線の小野新町駅があり、通勤通学に利便性の良い環境になっている。

(2) 公共施設等の状況

敷地北西側に小野小学校、県道小野四倉線を越えて、南東側に小野文化公園があり、教育委員会や子育て支援課（子育て世代包括支援センター）、公民館・勤労青少年ホーム・多目的研修集会施設・ふるさと文化の館などの施設がある。

また、右支夏井川を超えて南西側には、小野中学校やおのまち認定こども園、あおぞら保育園がある。

現在の放課後児童クラブは勤労青少年ホームの2階にあり、スクールバスの発着場も同一敷地内にあることから、小学校からは県道小野四倉線を横断していく必要がある。



(3) 周辺の土地利用・整備動向

計画地周辺は、北西側に小学校、西側は住宅地、東側は山地となっている。

下校児童のスクールバス発着場所が多目的研修集会施設駐車場のため、現在は、下記写真の青のラインが通学路となっている。

令和4年度現在、建設候補地南西側の道路（町道荒町・鬼石線）については令和5年度に道路拡幅工事が完了予定であることから、児童の登下校の動線についても歩車道を完全に分離できるよう施設整備に合わせ関係課と調整している。



敷地南西側の拡幅予定道路 正面が県道小野四倉線の歩道橋



多目的研修集会施設駐車場のスクールバス発着場

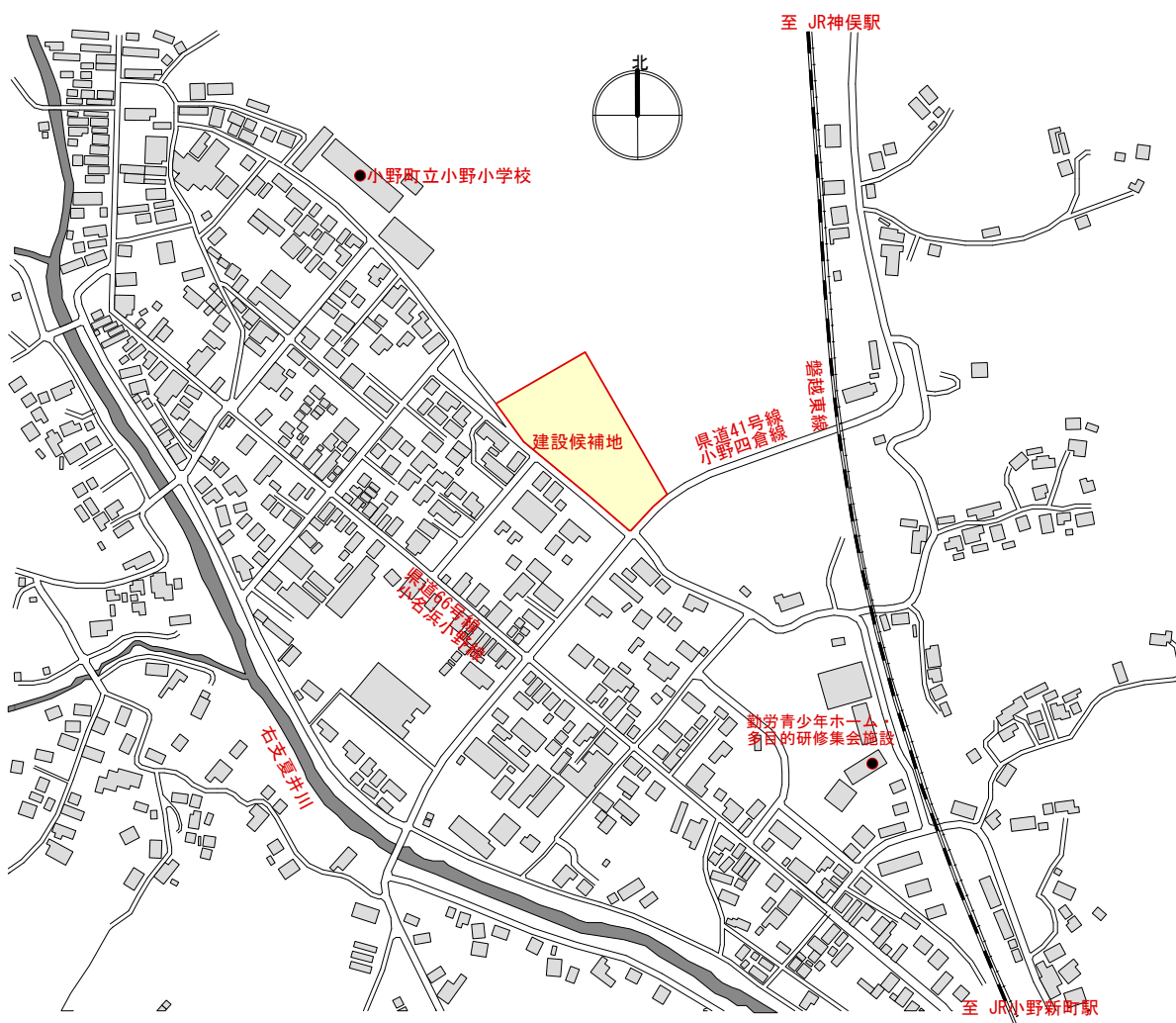
4. 土地の条件整理

4.土地の条件整理

(1) 計画地の位置

小野小学校と現在放課後児童クラブで使用している勤労青少年ホームの中間地点が、新しい児童館施設（児童クラブ等）の建設候補地となっている。

この敷地は、旧幼児教育施設（旧小野わかば幼稚園・旧中央さくら保育園）の跡地である。

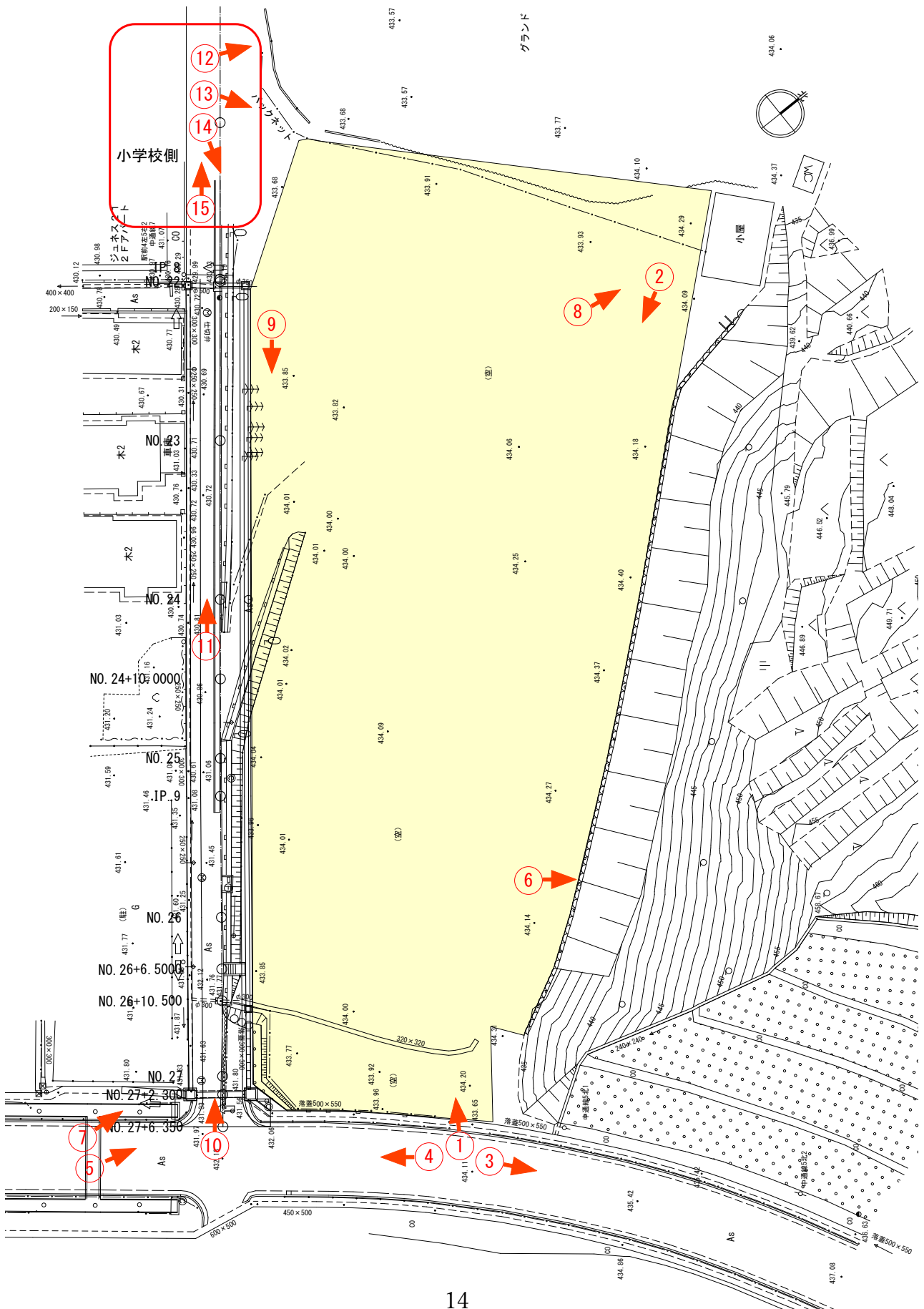


(2) 計画地の現状

○場所（住所）： 福島県田村郡小野町大字小野新町字万景上
（まんけいじょう）地内

○敷地面積： 5,519 m²（予定）

○現状写真 撮影位置図



現況敷地図

○現状写真



写真①

県道入口より敷地北西側を見る。北西側は小学校のグラウンドを挟んで小野小学校がある。



写真②

敷地南東側を見る。正面が県道。既存の遊具は建設時に敷地内移設、新施設で利活用する。



写真③

敷地東側の県道を北向きに見る。



写真④

県道を南向きに見る。正面の歩道橋。



写真⑤

歩道橋より敷地北面の山を見る。



写真⑥

山際の下端は石積みの擁壁となっている。



写真⑦

敷地全景を歩道橋より見る。



写真⑧

敷地の境には小学校の物置がある。



写真⑨

南東側道路側は、道路と高低差がある。



写真⑩

南東側道路は拡幅工事中。



写真⑪

小学校に向かって狭い道が続いている。

敷地は、旧小野わかば幼稚園、旧中央さくら保育園の跡地であり、解体後、更地となっている。現在は、既存遊具があるため、今回の施設工事着手まで、遊具で自由に遊ぶことができる。



写真⑫

小野小学校の校舎を道路から見る。



写真⑬

小野小学校の屋内運動場を道路から見る。



写真⑭

小学校道路側から敷地を見る。



写真⑮

グラウンドの奥が屋内運動場

(3) 法的条件

- 用途地域 : 都市計画区域（非線引き区域）用途地域なし
- 防火地域 : 指定なし 法 22 条指定地域
- 建ぺい率 : 60%
- 容 積 率 : 200%
- 都市計画法 : 60 条申請必要（県中建設事務所 11 月 11 日協議済）
- 道路 : 東側 県道 41 号（小野四倉線）幅員 12m
- 県条例関係 : 人にやさしいまちづくり条例
- 上水道 : 口径 40mm
- 浄化槽 : 浄化槽処理区域

(4) 土地利用上の条件

計画地の周囲は、学校用地、住宅地、駐車場である。近隣への騒音やプライバシーの配慮が望まれる。ボール遊びでボールが駐車場に飛んでいく懸念がある。

隣地の小学校のグラウンドと隣接しており、登下校児童用の通学路を、安全のため、敷地南側に 3m 程度確保が必要である。また、旧小野わかば幼稚園、旧中央さくら保育園の既存遊具の利活用のための配置計画が必要。

5. 小野町の放課後児童クラブ等の育成支援

5. 小野町の放課後児童クラブ等の育成支援

(1) 小野町放課後児童クラブの運営状況

放課後児童クラブは、放課後児童健全育成事業を行う場所である。

【放課後児童健全育成事業】

児童福祉法（昭和22 年法律第164 号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26 年厚生労働省令第63 号）に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図るものである。

対象児童

対象児童	保育を必要とする主な事由	
小学校に在籍し、保護者等が昼間家庭にいない保育を必要とする児童。ただし、町長が必要と認めたときはこの限りでない。	1	就労
	2	疾病・障がい
	3	介護等
	4	出産（産前 8 週から産後 3 ヶ月まで）
	5	就労を目的とした就学
	6	上記事由と同等の状態にあるとき



保育時間等

平 日	下校時間～午後6時30分 (延長 午後7時まで)
土 曜 日	午前7時30分～午後6時 (延長 午後6時30分まで)
学校休業日 (長期休業期間・学校繰替休業日)	午前7時30分～午後6時30分 (延長 午後7時まで)
休 業 日	日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 4月1日 8月13日～16日 12月29日～1月3日

利用料等

基本利用料	月額 2,000円
長期休業(夏休み)利用料	月額 1,000円(基本利用料に加算)
保険代	年額 1,820円
おやつ(長期休業等)	1回100円程度のものを各自持参

(2) 小野町放課後児童クラブの現状について

大ホール

多目的研修集会施設

勤青 2 階児童クラブ



児童クラブは、右側の勤労青少年ホームの 2 階にある。正面と左側が多目的研修集会施設。手前は駐車場であり、屋外での活動は危険である。

児童クラブ室は、既存の和室を利用し、机を置いてクラブ室となっている。



児童クラブ入口を見る。



2階がクラブ室（防犯・安全面に課題）



階段を登った入口のホールに下駄箱、棚を配置。 既存の和室を利用したクラブ室を見る。



入退室管理システム



クールダウン室は手作りのブース



湯沸室



クラブ室は 2 間続きの空間



押入、床の間を活用し、TV や収納を配置



畳の床にはマットが敷かれている



押入、床の間を活用し、収納利用



クラブ室での密を避けるため、入口部分のホールにも机を並べて利用している。



収納室



文房具や工作材料の棚



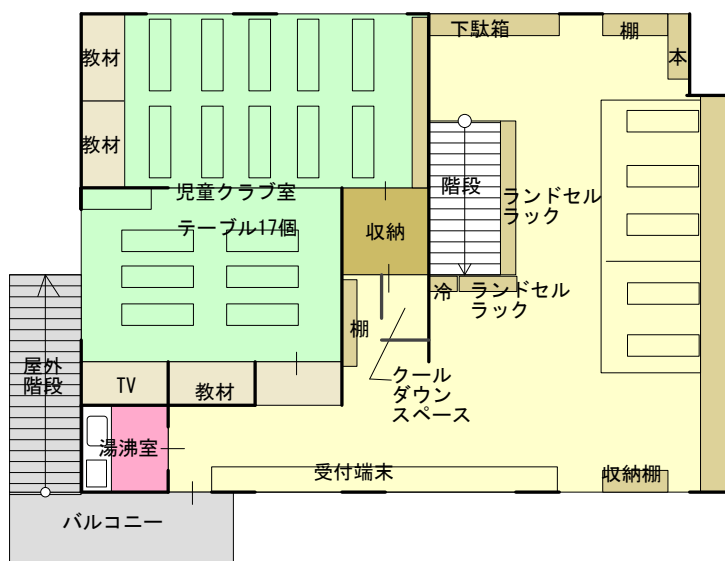
2 階のため、避難階段



トイレは、1 階に降りなければならない。



増設したトイレブースは天井が低い。



児童クラブ室は2階にある
トイレは1階のトイレを利用

既存放課後児童クラブ 平面図

その他、隣接施設（多目的研修集会施設）利用

施設の登録団体などの利用が優先となることから、毎月予約状況を確認して借用している。



大ホールは支援員と移動し
時間を限定して借用



2階和室
夏休みなど分散実施時に借用

(3) 一時預かり事業の運営状況

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う一時預かり事業に取り組むことにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。（小野町一時預かり事業実施要綱）

対象児童

小野町に住所があり、こども園や保育園、幼稚園等に通っていない満1歳から就学前の児童。ただし、里帰り出産等の理由により、一時的に町内に滞在している場合は、住所がなくても対象とする。

利用区分等

利用区分	利用日数	具体的な理由
非定型保育	1か月あたり12日以内	保護者の勤務形態等により、一時的に保育が必要
緊急型保育	保育を受ける期間の初日から起算して30日以内	保護者の疾病・入院等により、緊急・一時的に保育が必要
私的理由型保育	1か月あたり5日以内	保護者の育児疲れ解消、その他私的事由により、一時的に保育が必要

利用可能な曜日・時間

月～金曜日	午前9時から午後5時まで
-------	--------------

休業日

○土曜、日曜、祝日

○年末年始（12月29日から翌年1月3日）

利用料金

○3歳未満 2,000円／日

○3歳以上 1,000円／日 ※半日（4時間以内の利用は半額）

(4) 一時預かり事業の現状について



一時預かり事業は、小野町子育て世代包括支援センター分館で行っている。

令和4年3月末まで夏井おおすぎ保育園として活用していた施設のため、就学前の子どもが日中過ごすために必要な機能は備わっているが、子育て支援課から車で15分程度離れた場所にある。



分館入口を見る。



玄関。廊下右側に行くと一時預かり室がある。



部屋入口脇に下駄箱、上着掛を配置。



バリケードを兼ねた着替え置き場。



一時預かり室



入口側に制作や食事用の机等を配置



収納（テレビ、絵本、個別ラック）



老朽化した給湯室 棚（のり、はさみ等）



幼児用トイレ



洗濯機置き場も兼ねた沐浴室



遊戯室（プレイルームとして活用）

(5) 地域子育て支援拠点事業の運営状況

地域子育て支援拠点事業は、地域の子育て家庭が気軽に集まることで、子育て親子の交流を促進し、子育ての相談、子育てに関する情報や支援サービスを提供する取り組み。

対象

概ね 3 歳未満の児童及び保護者

開設時間

週5日（平日のみ）

午前8時30分から午後5時15分まで

※子育て支援課（子育て世代包括支援センター）開庁時間

事業内容

基本事業

- ・ 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ・ 子育て等に関する相談、援助の実施
- ・ 地域の子育て関連情報の提供
- ・ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

上記の基本事業を踏まえて、幼児のわくわくタイム、親子のふれあい教室、こどもの笑顔ひろばでの子育て相談を実施。

(6) 地域子育て支援拠点事業の現状について



子育て世代包括支援センター分館
お遊戯室（幼児のわくわくタイム）



子育て世代包括支援センター分館
保育室（幼児のわくわくタイム）



子育て世代包括支援センター分館
園庭（幼児のわくわくタイム）



子育て支援課キッズルーム
（親子ふれあい教室）



ふるさと文化の館内
こどもの笑顔ひろば（子育て相談）

6. 小野町の通学の状況（スクールバス）と今後の方針

6. 小野町の通学の状況（スクールバス）と今後の方針

（１）通学の現状

現在小野小学校と小野中学校の児童生徒は、徒歩、保護者送迎、スクールバス等により通学している。

遠距離通学児童の通学支援として運行していたスクールバスは、小学校の統廃合を契機に見直しを行い、令和２年度から対象を中学生まで拡大した。

登校時は小・中学生相乗りで１便１１ルート、下校時は小学生１便１１ルート、中学生の部活動終了に合わせて１便５ルートを基本として運行している。

スクールバスは大型バス１台、中型バス３台、マイクロバス７台の合計１１台で、多目的研修集会施設を発着場所とし、中学生の下校時のみ中学校より乗車としている。

発着場所である多目的研修集会施設は、小学校から南東に７００ｍ離れた場所にある。歩道橋や横断歩道は設置されているものの、県道小野四倉線を渡る必要があり、支援が必要な児童や低学年児童の安全への配慮が必要である。

また、児童クラブ利用児童も同様のルートで来所となるほか、多目的研修集会施設の駐車場には、施設利用者や保護者の送迎車両が行き来しており、安全確保に支障がある。

スクールバス乗車までの流れ

小学校下校（各自徒歩）

→ 多目的研修集会施設大ホール（スクールバスの班ごとに整列して乗車名簿確認）

→ 班ごとに乗車



下校ルート 学校から出たところ



下校ルート 青線の歩道、歩道橋



下校ルート 歩道橋の手前



下校ルート 歩道橋の手前



大ホールの中に集合



スクールバス待機所

(2) 今後の方針

新たに整備する児童館施設（児童クラブ等）の敷地内に、スクールバス発着場を整備する。県道小野四倉線からのアクセス等を考慮し、マイクロバス最大 15 台が敷地内駐車場に配置できるよう計画する。バスの種別や台数については、今後ルートごとの児童数の増減により変更が見込まれるものであり、関係課において随時見直しを行うものとする。

また小学校から同一敷地内の屋内運動場脇、グラウンドを通して建設地に入り、建設地の南西側に 3m の通学路スペースを整備することとし、安全な登下校を目指す。

なお、施設利用者や児童クラブ送迎用駐車場、職員の駐車場も敷地内に設ける。スクールバス発着場については、登下校時以外は施設利用者の駐車スペースとして利用するものとする。



7. 計画の基本方針

7. 計画の基本方針

小野町第二期子ども・子育て支援事業計画の基本理念に基づき、計画の基本方針を定める。

基本理念	すこやか・はぐくみ・あんしん 小野町
すこやか	みんなが輝き、健やかでふれあうまちづくり
はぐくみ	人を育み、豊かさが息づくまちづくり
あんしん	安全安心で幸せが実感できるまちづくり

【計画の基本方針】

- ・発達段階に応じた主体的な遊びを安心してできる生活の場
- ・自他の尊重の意識や他者への思いやりなどの育成
- ・子どもの最善の利益を考慮した育成環境
- ・保護者と連携して行う家庭の子育て支援
- ・子どもたちの心地よい居場所づくり
- ・多様な子育て支援に対応する地域の子育て支援拠点づくり

(1) 建設の基本的な考え方

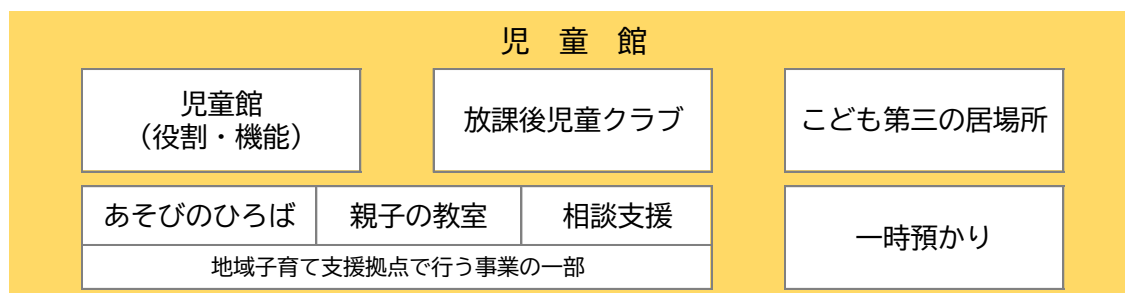
当町の子どもの数は減少しているが、核家族化や共働き世帯の増加、多様な就労形態などにより、幼児の一時的な保育や児童の放課後の活動の場などの需要が増加している。また、放課後児童クラブは小学校の統廃合に伴い暫定的な場所で開催しており、早急に児童館施設（児童クラブ等）の施設整備を進める。

当該施設を建設候補地に整備することにより、隣接する小野小学校グラウンドの利用を含む連携活動が可能となるほか、親子連れや子どもたちが来館しやすい立地とすることで、施設利用者の利便性の向上が期待できる。

なお小学校の登下校時は、歩車道を分離した通学路の確保を図り、本施設及びスクールバス発着場までのアクセスなど、安全・安心な施設計画を一体に考える。

(2) 施設機能の概要

多様な子育て支援のニーズに応えるため、児童館機能を有する施設として整備し、以下の事業を一体的に行う機能を備えた総合的な子育て支援施設とする。



○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後の児童の安全・安心な居場所の提供と、育成支援（子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援）を行う機能。

児童クラブ室、相談室（クールダウンスペース兼用）、静養室

○子どもの居場所づくり事業

子どもたちが安心して過ごせる第三の居場所として、生活習慣・学習習慣・生き抜く力を育むための支援を行うほか食事の提供などを行う機能。主室（児童クラブ室兼用）、相談室（クールダウンスペース兼用）、調理室、シャワー室（脱衣室・洗濯室）

○一時預かり事業

一時的な保育を必要とする子育て世帯を支援するための機能。

ほふく室、幼児トイレ、沐浴室

○地域子育て支援拠点事業（一部）

子育て親子の交流の場、相談支援や情報を提供するための機能。

（育児相談・あそびのひろば・親子ふれあい教室・おやこの食育教室・幼児のわくわくタイム等）

多目的ホール（軽運動スペース、図書機能、授乳スペース）、相談室

○発達支援事業

発育や発達の相談、親子遊びや保護者同士の交流の場の提供など行う機能。

（すくすく発達教室・こどもの相談室）

多目的ホール（軽運動スペース、図書機能、授乳スペース）、相談室

○その他支援事業

ヤングケアラーや困難を抱える子育て世帯の対応など。

○屋外活動をするための機能

園庭、既存遊具の利活用、小学校グラウンド（学校との連携）

○施設利用者が安心して過ごすための機能（管理室、共用設備、駐車場）

職員室、男子トイレ、女子トイレ、みんなのトイレ（オストメイト機能付きトイレ・幼児トイレ・おむつ交換台）、駐車場（一般、多目的、スクールバス）

(3) 施設整備の方針

① 異年齢の交流で自主性・社会性・創造性を育成する施設

異なる年齢の子どもが交流する中で、育成支援方針に合わせ、フレキシブルに対応できる児童クラブ室をはじめ、各室の整備が必要である。

また、交流を生むスペースとして多目的ホールを設置し、落ち着いた環境で調べ学習ができる図書コーナー、製作や共に体を動かすプレイルーム機能を備え、多様な体験により子どもの自主性や社会性、創造性を育む施設を整備する。

屋外では、体力向上のため各年代が幅広く利用できるよう、本施設専用の園庭の整備、小学校グラウンドの利用による連携活動や、既存遊具を最大限活かした再整備を行う。

② 個別の支援を必要とする子どもに配慮した施設

子どもの発達段階や、その特徴・特性を理解し、一人ひとりに寄り添い認めることで、子どもが安心して活動できる環境づくりに配慮した施設とする。

また、クールダウンスペースを兼ねた相談室や静養室を完備し、個に応じた環境整備に努める。

③ 健康的で安全・安心な施設（ぬくもりのある育成支援環境）

利用者の健康に配慮した快適な環境を目指し、日照、採光、換気等に配慮するとともに、木質化により、ぬくもりのある育成支援環境となる施設とする。

また、それぞれの機能や用途に合わせ、居心地のよい居室等の配置や動線となるよう工夫し、子どもたちが伸び伸びと活動し、保護者同士、親子がゆったりと交流できる施設とする。

児童クラブ室は、子どもたちの生活の場と遊び等の活動拠点としての機能を備えるが、家庭同様に安全と安心が保障された空間づくりとなるよう計画する。

なお、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの採用や、耐久性、メンテナンス性を考慮した施設とする。再生可能エネルギーの活用も検討し、省エネルギーに配慮した設備を導入する。

④ 地域に開かれた子育て支援施設

地域・学校・家庭との連携を強化するとともに、地域全体で子どもや子育て世帯を見守り、支援ができる、地域に開かれた施設とする。

なお、地域の協力や理解が得られるよう関係機関等との情報共有・相互協力を図り、地域の子どもの健全育成や子育て支援の拠点となる施設とする。

⑤ ICT 環境の整備

児童の安全確認と、充実した育成支援に取り組むことができるよう、各種事業運営に係る事務作業の省力化、効率化を図るため ICT（※）環境を整備し、利用者と職員双方の積極的活用を計画する。

また、学校の教育活動や家庭学習において、タブレット等を活用した学習方法の定着化が進む中、本施設においても対応可能な通信環境などを整備する。

（※ Information and Communication Technology 情報通信技術）

【ICT 活用の例】

- ・ 児童の入退室の管理、確実な送迎確認
- ・ 日常の保護者との連携、緊急時の連絡
- ・ 運営状況等の公開

⑥ 安全・安心な施設環境

施設内外の防犯対策やセキュリティの確保に努めながら、登下校時の施設及びスクールバス駐車場と小・中学校間の安全なアクセスルートを確保する。

また、施設利用者の屋外活動における動線や送迎動線と、スクールバス駐車場の配置、園庭や遊具の配置においても安全面に十分配慮した計画とする。

なお、小野小学校グラウンドについては、安全な登下校ルートの確保のための利用や放課後等の利用について教育委員会及び学校と協議する。

8. 児童館施設（児童クラブ等）の適正規模の検討

8. 児童館施設（児童クラブ等）の適正規模の検討

（１）需要見込等

小野町の人口は減少傾向にあり、小学校の児童数も減少している。小野町放課後児童クラブの登録人数は、令和２年度が７１人、令和３年度が新型コロナウイルス感染症の影響で減少したものの、令和４年度は６７人、令和５年度の申込みが６９人となっている。また民間の学童保育施設においても、令和４年度に定員を増やすなど、放課後児童クラブの需要（利用率）は増加している。

さらに、令和４年度に公私連携幼保連携型おのまち認定こども園（民設民営）が開園したことにより、共働き世帯の増加が見込まれることや、若い世代を中心に住宅取得支援事業を拡充して移住・定住の促進を図っていることから、今後も放課後児童クラブや、子育て支援施設の需要が見込まれるものとする。

小学校児童数及び放課後児童クラブ登録児童数（R5.2月現在）						
年 度	H30	R1	R2(統合)	R3	R4	R5 見込
児 童 数	486	460	459	426	406	389
登録児童数	55	65	71	55	67	69

これらを踏まえ、放課後児童クラブは２支援単位とし、児童クラブ室を２部屋設ける。なお、１室は子どもの第三の居場所として兼ねるものとする。

また、総合的な子育て支援施設として児童館機能を備え、多目的ホール（図書機能・軽運動スペース等含む）や相談室、一時預かり室も設け、児童の健全育成や子育て支援を一体的に行う拠点として整備する。

（２）想定施設規模

○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備運営基準等

保育室等	・専用の部屋または間仕切り等で区切られた専用スペース ・児童１人につき1.65㎡以上 ・１支援単位（子どもの集団の規模）は概ね４０人以下
静養室	・体調の悪い時などに休息できる静養スペース
安全関係	・防災、防犯対策（定期的な避難訓練） ・来所、帰宅時の安全確保
消防関係	・規模、人数により誘導標識などを適宜設ける。

○児童館の設置運営要綱（平成２年８月７日児発第１２３号厚生事務次官通知より）

建物には、集会室、遊戯室、図書室及び事務執行に必要な設備のほか、必要に応じ、相談室、創作活動室、静養室及び児童クラブ室等を設けること。

○想定施設規模表

必要諸室面積（案）、敷地面積等を考慮して、下記の面積を仮に設定する。

なお、実際の計画面積は、基本設計時の具体的なプランをもとに決定するものである。

敷地面積：5,519 m²程度（予定）

収容人数：児童 80 人（予定）＋ 子育て支援利用者 30 人

＋ 一時預かり（6 人程度）＋ 職員 8 人（予定）

必要諸室数及び面積（案）

室 名		部屋数	参考面積 m ²	備 考
児 童 室	児童クラブ室	1	98	クラブ室 1 職員スペース、手洗い、掲 示板、児童荷物棚
	収納	1	5	収納棚付き
	静養室	1	10	ベッド式（2 台）
	相談室	1	8	クールダウンスペース兼用
第三の 居場所 （児童室）	主室（食堂）	1	98	児童クラブ室 2 兼用 職員スペース、手洗い、掲 示板、児童荷物棚
	収納	1	5	収納棚付き
	調理室	1	15	システムキッチン W2550 （IH）、配膳台、食器棚
	食品庫	1	3	おやつ、食材等のストック
	相談室	1	8	クールダウンスペース兼用
子育て支援 スペース	多目的ホール（あそびのひ ろば・遊戯室・図書室・集 会室）	1	175	授乳室スペース（カーテン等で 仕切り）
	一時預かり室（ほふく室、 幼児トイレ、沐浴室）	1	40	備品、収納スペース
	倉庫	1	8	多目的ホールに隣接
管 理 諸 室	事務室	1	42	書類棚 書庫スペース
	給湯室	1	5	ミニキッチン（IH 付）、棚、 冷蔵庫スペース
	更衣室	2	6	男女別
	倉庫	1	5	書庫、ストック棚

室 名		部屋数	参考面積 m ²	備 考
共用部	男子トイレ	1	12	職員兼用
	女子トイレ	1	12	職員兼用
	多目的トイレ (みんなのトイレ)	適宜		おむつ交換台、幼児用トイレ 1ヶ所を含む オストメイト対応便座付き便器
	洗濯、シャワー室	適宜		洗濯機置場、シャワー室、着替えスペース
	メイン玄関（風除室）	適宜		一般、職員兼用
	児童クラブ玄関	適宜		下駄箱、傘置、掲示板、消毒液、サーマルカメラスペース
	廊下	適宜		掲示板
合計 (m ²)			650	

その他

駐車場

駐車台数 普通車 17 台

(職員用 8 台、一般 9 台)

多目的駐車場 2 台

マイクロバス 15 台 (スクールバス)

外部物置

ボール、草刈り道具等 10 m²程度

既存遊具

工事時、移設仮置きの後、新施設に 9 遊具（予定）を移設再利用する。



9.土地利用計画

9. 土地利用計画

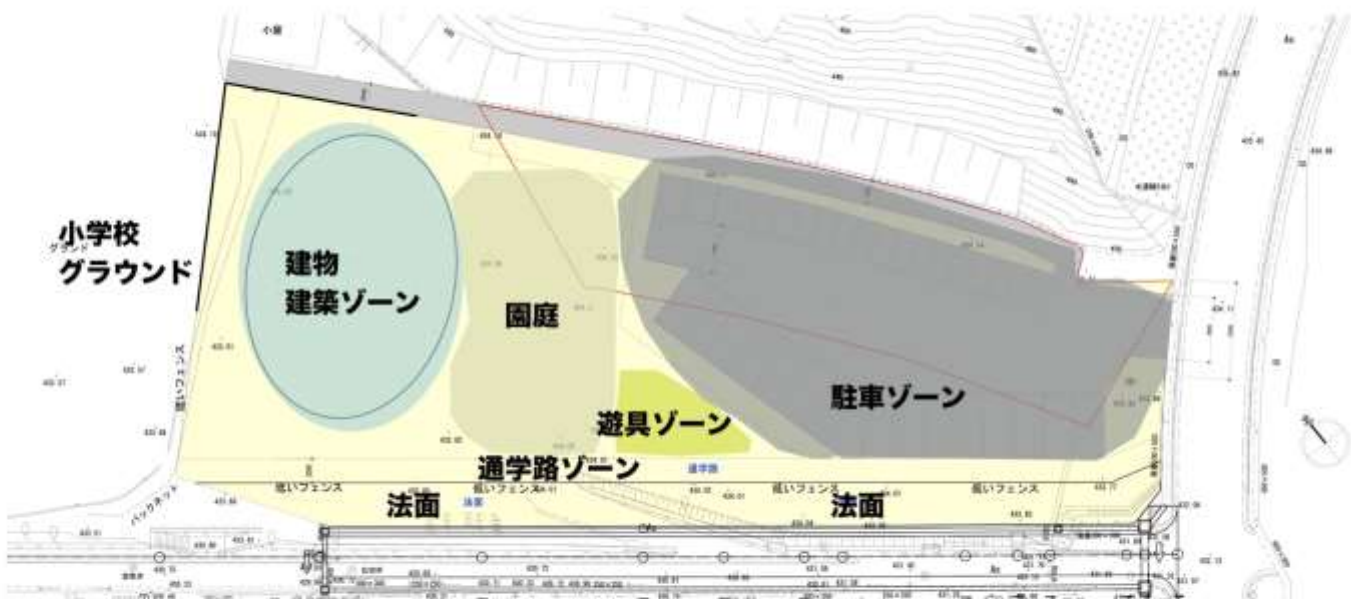
施設配置の考え方

○計画前提方針

北東側山部分は、擁壁は新設せずに離隔を取った上で建物を配置する。
(赤いラインが角度 30 度以上の崖地から、20m の後退線を示す。)

計画ボリュームの検討

○小学校グラウンド、建物、園庭、駐車場と配置した場合



□配置メリット

- 児童の下校を考慮して、小学校グラウンド側に建物を開く計画が可能。
- 園庭が大きく取れる。(長方形に)
- 遊具のゾーン分けが明瞭。

□デメリット

- 駐車場と園庭が近いため、屋外活動時の対策が必要。

10.概算事業費

10. 概算事業費

児童館施設（児童クラブ等）の施設整備にかかる概算事業費は次のとおり。
面積を650㎡と想定し、工事費は業者ヒアリング及び見積作成等により算出した。
今後、面積確定後に基本設計にて概算工事費を決定する。

児童館施設（児童クラブ等） 概算事業費	
事業内容（工種）	概算額（税込）
【設計等費用】 基本・実施設計費 地盤調査費・許可関係費 工事監理・設計意図伝達	25,700,000 円
【建築工事費用等】 建築工事費 電気設備工事費 機械設備工事費 屋外整備工事費 （遊具移設費含む）	385,100,000 円
事業費合計	410,800,000 円

11.事業スケジュール（案）
